

# 令和5年度 学校運営の基本方針

## I 基本方針

学校教育方第72条（特別支援学校の目的）の具現化

（学校教育法第72条）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を 含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

## 2 令和5年度の重点

### （1）教育課程の充実

- ・ 学習指導要領の3本柱に基づく指導と観点別評価による指導と評価の一体化
- ・ 個別の指導計画の充実
- ・ 教科・領域別指導の充実

### （2）服務規律意識の高揚

- ・ 法令遵守
- ・ 体罰の禁止
- ・ 人権の尊重
- ・ 個人情報保護

### （3）働き方改革の推進

- ・ 校内行事の再見直し
- ・ ICT活用による校務処理の改善
- ・ 授業準備時間の確保

### （4）信頼される学校づくり

- ・ 保護者との信頼関係の構築
- ・ 地域や関係機関との連携
- ・ 安心・安全な学校づくり
- ・ 情報発信の推進